

【以善会レポート】第十七弾

弟子に語った『諫艸』前後のこと

Ⅱ 『慊堂先生語録』関係個所の註釈Ⅱ

中山正清

はじめに

以善会レポートで四回にわたり、松崎慊堂が文政八年（一八二五）二月に掛川藩主太田資始の後継問題について提言した『慊堂諫艸』を紹介しましたが、その約二年後に慊堂が弟子の丹羽思亭（伯弘）に対して『諫艸』前後のことを語った記録が、思亭の『慊堂先生語録』にあります。

『慊堂先生語録』は早稲田大学の古典籍総合データベースに上・下に分けて収載されていて、本稿でみていく該当個所は上巻の八〜十二頁です。

『慊堂諫艸』については鈴木瑞枝著『松崎慊堂』（研文出版）などで言及されていて、そこには『慊堂日曆』の関係記事も紹介されています。しかし、『慊堂先生語録』は興味深い記述があるにもかかわらず、同書は『語録』に言及していません。他の慊堂関係の書籍や論考にも『語録』に触れたものは管見の範囲内では見当たりません。そこで、『語録』のなかの『諫艸』に関係する個所の全文に註釈を付して紹介することとしました。

『語録』には「丁亥（文政十年（一八二七）正月十一日夜、聞くままに筆す」とあります。『諫艸』からほぼ二年後、資始と正室の條の間に新六郎（後の資功）が生まれる約半年前のことです。

『日曆』からは、『諫艸』を読んだ資始が『諫艸』の提言通りに分家の内蔵頭家から養子を迎えることを受け入れたようにみえましたが、結局養子を取ることなく、新六郎が跡継ぎとなります。『語録』には、この間に資始がどのような動きをしたかなどが記されています。

著者の丹羽思亭

『慊堂先生語録』の著者丹羽思亭（寛政七年（一七九五）〜弘化三

年へ一八四六）についてみると、思亭は号で諱は惠、字が伯弘、通称は惣助。越後新発田藩士で、藩主の命で江戸に出て慊堂や林檎宇に学びました。文政十二年に帰国しましたが、新発田藩は朱子学のうち山崎闇斎（崎門）学派を奉じていたため、別の学派を学んだ思亭の藩校（道学堂）教授への道は閉ざされ、思亭は家塾の積善堂（学半楼）の経営に専念し、実業家の大倉喜八郎らを育てました。（以上、『国書人名辞典 第三卷』〈岩波書店、一九九六年〉「丹羽思亭」項、新潟県立生涯学習推進センター『ラ・ラ・ネット―新潟県生涯学習情報提供システム』所収「丹羽伯弘資料」、新発田市歴史図書館会館記念特別展『新発田藩歴史資料展』所収「丹羽伯弘資料」などによる。）

慊堂の丹羽思亭に対する評価は高く、『慊堂日暦』の文政十年三月十八日条に、思亭が父の死のためいったん故郷に帰るという記事の中で、「生（※思亭のこと）は強毅勉強し、荘（※慊堂の羽沢山房のこと）中の魁たり。その去るに及んで、余は股肱を失うが如し」とあります（『慊堂日暦1』〈平凡社東洋文庫、一九七〇年〉）。

また、惣助は越後に帰ってからも慊堂にたびたび書簡を送るなど師弟関係は慊堂の死まで続いています。

なお、慊堂が思亭らに太田家の継嗣問題について語ったという記事は、『慊堂日暦』にはみられません。

『慊堂先生語録』註釈

【凡例】

『慊堂諫艸註釈（一）』に記した凡例に準じる。

（a）成年に転機

○余¹、成年^{いぬ}毎^{ごと}ニハ必^い転^{いぬ}セリ。コフト先生指ヲ屈テ、八ツノトキハナニモナシ、廿歳ノトキニ昌平^{しょうへい}²へ入ル、三十二ノトキ筮仕^{せし}³

ス、四十四ノトキ隠居セシ⁴ナリ。去年ノ戌^{いぬ}モナニモナシ。モハヤ戌モハナレタルカ知ラヌト微笑^{びしょう}セリ。

1・松崎慊堂のこと。

2・昌平鬻、昌平坂学問所。寛永七年（一六三〇）林羅山の家塾に始まり、元禄四年（一六九一）神田湯島に移転、拡充され昌平鬻と呼ばれ始めた。寛政九年（一七九七）幕府直営の学問所（のち昌平坂学問所と公称）となった。

【『新版角川日本史辞典』（角川書店、一九九六年）

「昌平坂学問所」項】

3・初めて仕官すること。

【『角川漢和中辞典』（角川書店、1959年）「筮仕」項】

・慊堂は享和二年（一八〇二）、掛川藩校教授として召し抱えられた。【『以善会レポート第十三弾『慊堂諫艸註釈（一）』註6】

4・慊堂が隠居したのは文化十一年（一八一四）。

【前掲『慊堂諫艸註釈（一）』註14】

（b）資言の仮養子を堀田家から

サテ、旦那^{よんどころなく}へ仕ユルモ無^{こと}抛^{こと}是非ト云フ^{こと}ニテ、今ヨリ四代先
ノ旦那⁵御老中ノトキナリ。余ハ世子^{せいし}ノタメニカトヘラレタ
リ。三年目ニ大旦那^{おおだんな}死去ナリ。ソレヨリ六年目ニ二代目旦那^{しな}死
レタリ。ソノ子ハ則^{すなわちせき}先旦那⁷ナリ。マモナク又掛川ニテ死ナレ
タリ。ソコテ今^でノ旦那⁸養子ニ来ラレタリ。徳⁹問、何^いレヨリ御

養子ナリヤ。先生曰、一万石ノ堀田豊後守¹⁰ナリ。又問、御血脈ナリヤ。曰、否^{いな}。以前コチヨリ娘彼ノ家へ嫁サレタルアル¹¹マテニテ血脈ハ少シモナシ。五万石ノ大名ノ株ヲ他人へワタストハ、全体先旦那モアシト、家老モ心得違ナリ。先旦那ノ掛川へ往ル^{いか}前、登城ノ節堀田侯ヨリ先旦那へ仰ニハ、掛川へ御出^{おおせ}ノ御仮養子¹²ハ何卒私三男熊次¹³ヲ被成被下度^{なされくだされたし}トノ頼ニテ^{たのみ}仮養子ナリ。

5・掛川藩主太田資愛（元文四年（一七三九）〜文化二年（一八〇五）のこと。宝暦十三年（一七六三）家督を継ぐ。寛政五年（一七九三）から享和元年（一八〇一）まで老中を務める。

【『家譜』（個人蔵）巻之四】

・ 謙堂が掛川藩校教授として召し抱えられたのは資愛が藩主のとき。

【前掲『慊堂諫艸註釈（一）』註6】

6・資愛の跡継ぎの資順（宝暦十二年（一七六二）〜文化五年（一八〇八））。文化二年、父資愛の死により家督を継ぐ。

【前掲『家譜』巻之四】

7・資順の跡を継いだ資言（安永八年（一七七九）〜文化七年（一八一〇））。兄の資順に男子がなかったためその養子となり、文化五年家督を継ぐ。

【前掲『家譜』巻之四】

8・太田資始（寛政十一年（一七九九）〜慶応三年（一八六七））。

【『日本史人物辞典』（山川出版社、二〇〇〇年）「太田資始」項】

【前掲『慊堂諫艸註釈（一）』註12】

9・丹羽思亭のこと。

10・近江宮川藩（一万三千石）藩主堀田正毅。

【前掲『慊堂諫艸註釈（一）』註22】

11・太田資愛の祖父資晴の女子が、堀田正毅の父正邦に嫁した。

【『新訂寛政重修諸家譜 第十』（続群書類従完成会、一九六五年）

四一六頁】

12・跡継ぎが確定していない大名や旗本の当主が、参勤交代や公務で江戸を離れるとき、万一の場合に備えて仮の後継者を指名しておく制度。

【前掲『慊堂諫艸註釈（一）』註23】

13・文脈より資始の幼名と判断できる。

（c）家老が取り繕ろえたはず

然レトモ、仮養子ト云モノハ、私義此度在所へ休息被仰付¹⁴万

一病死等仕候ハ、誰義仮養子ニ仕置候、此段御届申上候ト云

書付、封印ニテ御老中へ御出ナリ。御老中ニテ誰御請取トモナ

ク御預リ、御帰府後目出度御返シ可申旨ニテ御納メユへ、死去

ノ砌家老ノ方ニテ如何様ニモツクロへノ出来ルコトユへ、

可被斗処¹⁵大ナル心得違ナリ。ソレカタメ五万五千石ノ内五千

石ニテ末家¹⁶ヲタテオキ、殊ニヨキ子供衆四男マテアリ。オシ

キシタリ。

14・参勤交代で国許に帰るのを認められること。

15・仮養子の書類は封印したままで、老中の誰が預かったと明確に

しているわけでもないので、資言が死去したとき、真っ正直に仮養子として届け出た堀田丈三郎（後の資始）を跡継ぎにするのではなく、太田家の分家である内蔵頭の息子を養子にするような取り計らいを家老がすべきだった、と慊堂は嘆いている。

16・太田家の分家で五千石の旗本。当時の当主は資寧（内蔵頭）。

【前掲『慊堂諫艸註釈（一）』註18】

（d）将軍綱吉の場合

サリナカラ、余掛川へ先旦那ノ供ニテ往キ三年スキテ後、江戸へカヘリ始メテ今ノ旦那ニ逢シトキ¹⁷、旦那年十四ナリ。直ニ云ヤウ、御前様ハコノ御家ヲ御継キ被成へキハツニハナキヲ、先殿様ノ思召ヲ以テ御継被成シナリ。先殿様ノ思召ハ私義深ク承知仕居候間、只今ハ御年若ユへ追テ御成長ノ後委シク可申上。扱テソレニツキ咄アリ¹⁸。昔シ公義ニテ殿有院様御他界ノトキ御弟甲府ノ清揚院様ノ御子文照院様御継可被遊ノ処、館林ノ常憲院様ハ清揚院様ノ御弟ニテ御継被成シナリ。常憲院様ハ学問御好ニテ日々ノ様ニ諸大名ヲ召レ御自身御講釈アリ。然ルニ増上寺、常憲院様ノ御母桂昌院様ノ御前へ出ラレ申サルトヤウ、上様ニハ広キ天下ノ事ヲシロシメサレ候上、又儒者ノ職ノ

ヤウニ日々御自身御講釈等被遊御心^{しんろう}勞ニテ御養生ニモヨロシ
カルマシ。乍^{はばかりながら}憚御講釈ハ儒者へ被仰付候様、御前ヨリ^{しかるべく}可然被
仰候様ニテハ如何アルヘクヤトアリケルニ、桂昌院様仰ケル^{おおせ}
ニ、上様ニハ御継^ぎキ被遊間敷^{まじき}天下ヲ御継被成候故、天下ノタメ
ニ如何程御難義被成候テモ可然事ニテ、増正¹⁹ナトハ御勸^{すす}メモ
可被申上ノ処、ケ様^{かよう}ニ被申候条難心得^{こころえがたし}トノ御意ニテ、増上寺
差^{さしひかえ}扣ヲ伺ハレタリト云^{こと}「アリナト」申シオキタルヲ、且那今ニ
忘レヌヤウスナリ。桂昌院様ハ、本庄氏^{ほんじょう}ニテ今ノ松平伯耆守
21ノ家ヨリ出^でラレタリ。

17・慊堂が掛川から江戸に戻ったのは文化九年（一八一二）。資始が
十四歳のときということとは、同年中に慊堂は資始に初めてお目見
えしたということになる。

【以善会レポート第十四弾『慊堂諫艸註釈（二）』註63】
18・將軍綱吉が儒学の講義をすることについて、健康に良くないと
増上寺の住職が綱吉母の桂昌院に忠告したところ、本来將軍職を
継ぐはずではなかった綱吉なので、天下のためになるならどんな
困難でも実行しなくてはならないと、桂昌院が怒ったという話は、
『慊堂諫艸』にも記している。

【前掲『慊堂諫艸註釈（二）』註65〜74】
19・「増上寺」の誤りか。

20・桂昌院（寛永四年（一六二七）〜宝永二年（一七〇五））は二
条家家司の本庄宗利の養女とされる。異父弟の本庄宗資は元禄
元年（一六八八）下野国で一万石を与えられ、同五年（一六九
二）常陸笠間藩（四万石）藩主、同七年には一万石を加増され
た。
【前掲『日本史人物辞典』「本庄宗資」項】
・宗資の子資俊（遠江浜松藩（七万石）藩主）は松平姓を許され
た。

【『新訂寛政重修諸家譜 第十一』（続群書類従完成会、一九六六年）
一〇五〜一〇八頁】

21・丹後宮津藩主の松平宗発（天明二年（一七八二）〜天保十一年
（一八四〇））。藩主在任は文化五年〜天保十一年。天保二年から
同十一年まで老中を務めた。

【『藩史大事典 第5巻 近畿編』（雄山閣出版、
一九八九年）四四六頁】

(e) 朝鮮通信使応接後の隠居願いは却下

余、二姓²²ニ仕ル所存ナキユヘ早速隠居スヘキト思ヒシカト、
翌未年²³ハ朝鮮人対州²⁴へ来ル²⁵ユヘ、以前ヨリ林祭酒²⁶
約束ニテ是非トモ可参²⁷ヨシニテ、未年ハ対州へ往キ²⁷、帰リテ
早速隠居ヲ願フタリ。処カ十年子²⁸テ居リテモヨキナトト云²⁹フニ
テ²⁸、色々六ヶ敷潮²⁹出来タリ。

22・太田家は清和源氏頼政流を称していたが、資始の実家の堀田家
は紀氏の子孫と称していた。

23・文化八年（一八一一）。

24・対馬国の別称。

【『広辞苑 第五版』（岩波書店、一九九八年）「対州」項】

25・家斉の將軍襲職の祝賀のため、文化八年に朝鮮通信使が来日することになっていった。使節を招く場所はそれまでは江戸城大広間だったが、このときは江戸ではなく対馬の藩主邸とした（易地聘礼）。これには日本・朝鮮両国の経済的な逼迫が、華麗な使節団と豪華な饗応を許さなくなったことなどが理由とされる。

【三宅英利著『近世アジアの日本と朝鮮半島』（朝日新聞社、一九九三年）一〇八―一四頁】

26・慊堂は、通信使の応接役である林述斎の書記として対馬に赴いた。

【鈴木瑞枝著『松崎慊堂』（研文出版、二〇〇二年）一四二頁】

27・松崎慊堂の師である林述斎のこと。

・祭酒は大学頭の唐名。 【前掲『広辞苑』「祭酒」項】

28・慊堂が掛川藩から「十年寝ていてもいい」と言われたのは、資順・資言のときのように慊堂が藩政に関わることを忌避する一方、朝鮮通信使の接待役を務めたばかりの慊堂が四十一歳の若さで隠居すれば、藩が慊堂を粗略に扱っているという印象を与えるの恐れ、慊堂を「飼い殺し」にしようとしたのではなからうか。

【前掲『慊堂諫艸註釈（一）』註7、32】

・朝鮮通信使接待の後、慊堂の郷里である肥後熊本藩が慊堂を招こうとしたが、慊堂は「掛川藩に養われた恩顧に背くわけにはいかない」として断った。これも慊堂の名声が高まっていたことを示している。ここからも、掛川藩が体面上から隠居を認めるわけにはいかなかったことがうかがえよう。

【前掲『松崎慊堂』一五六―一五九頁】

29・世の中の動き。移り変わり。 【前掲『広辞苑』「潮」項】

(f) 資始の子女

然ルニ旦那ノ方ニテ子供五人アリ³⁰。シカシミナ女子、ソノ中
二人死去、妾ノ子ハタトヘ男子ニテモ継トセヌツモリニ極メオ
キタレト³¹、夫人³²ニ男子出生ナレハ大ニ六ケ敷ト思ヒ居シ
ニ、一昨年懐妊ナリ³³。サテコソト思ヒ種々存寄ヲ書付、旦那
ト家老ノ方ヘ出シタリ³⁴。イツレ末家ヨリ継キ候訳ニ旦那モ家
老モ決着ナリ。処カ去年六月女子生レタリ。去年ハ妾モ女子ヲ
生タリ。此節夫人又懐妊ナリ³⁵。モシ男子ニモアランカト甚タ
心配ナリ。

30・『慊堂諫艸』には「女中腹に御姫様両度御誕生之所皆御早世」とあるが、慊堂が丹羽思亭に語った文政十年（一八二七）正月十一日時点で、早世した二人のほかには三人の女子がいたことになる。

【前掲『慊堂諫艸註釈（三）】
・『系図纂要』によれば、資始には、文政九年（月日は不明）に生まれ天保四年（一八三三）九月二十八日に夭折した丈三郎（法号・大法院東流日漸）という男子がいた。『系図纂要』は飯田忠彦（寛政十年へ一七九八）〜万延元年（一八六〇）の編集とみられる。

【『系図纂要』（国立公文書館デジタルアーカイブ）
「系図纂要80」19頁】

【『国史大辞典 第五卷』（吉川弘文館、一九八五年）

・夭折した丈三郎については、太田家当主夫妻や夭折した子女を記した『御年回六十之図』には、御次男大法君（天保四年癸巳九月廿八日）とある。生年月日は記していない。

【『御年回六十之図』（掛川市立中央図書館蔵）】

資始と正室の條との間に新六郎（後の資功）が生まれたのは文政十年であり、生まれた順番からすれば丈三郎が長男のはずだが、丈三郎誕生の公表を新六郎の出生後にしたため、『御年回六十之図』はで次男としたのであろう。

その理由としては、丈三郎の生母が側室だったため正室の條をばばかったことが考えられる。

3 1・『慊堂諫艸』では、「妾腹」に男子ができれば「苦しからざる所」

へ養子にやるよう提言している。【前掲『慊堂諫艸註釈（四）』】

3 2・資始の正室で、資言の娘の條。

3 3・このとき生まれたのは女子で、成人したかどうかは不明。『慊堂諫艸』が記された文政八年二月から数年以内に夭折した女子は恵雲君（文政十一年死去）、幻夢君（同）、恵聴君（文政十二年死去）、芳顔君（同）がいる。【前掲『御年回六十之図』】

3 4・「種々存寄ヲ書付」は『慊堂諫艸』のこと。慊堂が『諫艸』を思い立ったきっかけは、條の懐妊だったことがわかる。

3 5・この年（文政十年）六月一日、條が外桜田の江戸藩邸で産んだのは新六郎（後の資功）。慊堂の“心配”が当たったことになる。

【前掲『家譜』巻之五】

（g）林述齋の困惑

当時御老中ニテトナタカ何ソアルト、旦那カ大坂へ往クアタリ

ナリ。弥サスレハマトウモ出来ルナリ。トキニ林先生

カコマリタヲ云レタリ。徳問、イカナルヲニヤ。曰、旦那カ
祭酒ニ間ハルニ、男ノ血筋ハカリニテ女ノ血筋ト云フモノハ
ナキモノナルヤトナリ。祭酒曰、イカナル思召ヨリナルカハ知
ラサレト、儒家ニテハサヤウ申候得共、当時ノ御法ニテハ左ハ
カリニモ非ス。イカナル訳ニテ忽然ト御問ニ候哉トアリケレ
ハ、旦那曰、サレハニテ御承知ノ通り私ハ養子ニテ候処文盲ナ
レハ訳モ存セス候へ共、慊堂カシキリニサヤウニ申スナリ。然
ルヘクハ御序ニ慊堂御呼寄宜敷被仰被下度トノ事ナリ。サア林
氏ヨリ呼ニキタリ。参リタルニ、カヤウノノヲナリトアリ。
余曰、ソレハ誠ニ私カ申上オカヌカ落度ナリ、実ハカヤウナル
ワケニ候処、只今御門下ニテ役ニハ立チ不申候へ共、私共ハ老
功ノモノニ候処、アノ家ニ仕へ居リカ程ノ人倫大綱ニアツカル
ヲヲヌクノトミテ居ルヘキニ非ス。何分猶又先生ヨリ宜敷被
仰被下へト申シケレハ、先生曰、ソレハ大ニ六ケ敷。何分青山
ト牧野カ六ケ敷カルヘシ。余曰、シカレトモ何分シカタ

ナシ、宜敷奉願旨申シタレハ、先生コマリノ様子ナリ。青山ハ御老中ノ青山ニテ夫人ノ親類、牧野ハ長岡侯ニテ夫人ハ侯ノ外孫ナリ。

36・「アタリ」は、「(役目や割当てなどを)担当する。割り当てられる」という意味。

【前掲『広辞苑』「当てる」項】
・この文は、老中の誰かに(死去や辞職など)何かあれば、京都所司代が老中になり大坂城代が京都所司代になるので、寺社奉行の資始が大坂城代として大坂に赴く順番になる、という意味。

37・「出来ル」は、「完成する。物事がうまくいく」という意味。

【前掲『広辞苑』「出来る」項】
・ここでは、資始が大坂城代となり大坂に赴任すれば仮養子を迎えることになり、分家の内蔵頭家から仮養子を迎えてそのまま正式な養子にするという慊堂の念願が実現すること。

・資始が大坂城代に任命されたのは文政十一年(一八二八)十一月二十二日で、既に新六郎が生まれていた。

【前掲『家譜』卷之五】

38・江戸時代の大家家では他姓から養子を迎えることが珍しくなかった。文政十二年までの有名な例をいくつか挙げれば、藩政改革で知られる出羽米沢藩主上杉鷹山(治憲)は日向高鍋藩主秋月種美(大蔵姓)の子で上杉重定(藤原姓)の養子になった。

老中として寛政の改革を進めた松平定信は、徳川(田安)宗武(源姓)の子で、菅原姓を名乗る久松松平定邦(陸奥白河藩主)の養子。定信の子幸貫は信濃松代藩主真田幸専(滋野姓)の養子で後に老中となっている。

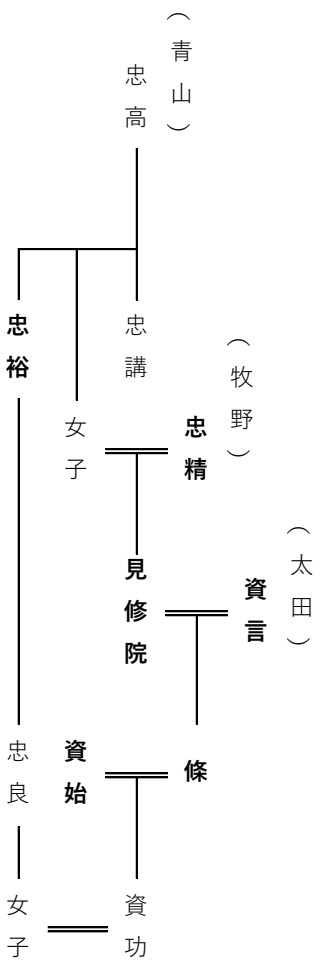
若年寄で『寛政重修諸家譜』編纂総裁を務めた堀田正敦は陸奥仙台藩主伊達宗村(藤原姓)の息子で近江堅田藩主堀田正富(紀姓)の養子となった。

また、林述齋自身が美濃岩村藩主松平乗蘊（源姓）の子で林信敬（藤原姓）の養子である。

【『日本史人物辞典』（山川出版社、二〇〇〇年）「上杉治憲」「松平定信」「真田幸貫」「堀田正敦」「林述齋」項など】
 39・青山忠裕（明和五年（一七六八）〜天保七年（一八三六））。天明五年（一七八五）、嗣子のなかった兄忠講の跡を継ぎ丹波篠山藩（五万石）藩主に就任。文化元年（一八〇四）から天保六年（一八三五）まで三十一年間老中を務める。文政十年（一八二七）には一万石を加増された。

【工藤寛正編『江戸時代全大名家事典』（東京堂出版、二〇〇八年）「青山家 丹波篠山藩」項】
 ・忠裕の孫娘は弘化二年（一八四五）に資始の嫡男資功の正室と
 なっている。

【『山武市郷土史料集16 掛川藩から松尾藩へ―近世編』（山武市教育委員会、二〇一一年）所収「太田資始・資功・資美履歴」一一頁】
 ・青山忠裕、牧野忠精、太田資始の関係系図は次の通り。（太字は『慊堂諫艸』『慊堂先生語録』の登場人物）。



40・牧野忠精（宝暦十年（一七六〇）〜天保二年（一八三一））。明和三年（一七六六）に越後長岡藩主を継ぎ、享和元年（一八〇一）から文化十三年（一八一六）まで老中を務めた。娘（見修院）は太田資言に嫁ぎ、條をもうけた。

【以善会レポート第十五弾『慊堂諫艸註釈（三）』註103】

（h）ここだけの話

扱、五万石ナレト藩中ニ一人カ程ノ大義ヲ知りタルモノナシ。
シカシ余ハ旦那ト家老へ言タ切りニテ他人へハ決シテ漏ラサ
ヌユへ、此ノ話ハコレ切りナリ。徳曰、謹テ諾ス。此話始メテ
拝聴セリ。誠ニ先生ノ至誠ユへ、殿様ニモ御家老方ニモ御聞込
41トミユ。小事ニテサへ中々感セヌモノナルニ、大事ト申滔々
タル世俗一同ノ養子ノコト、カヤウニ君公ニモ御合点ト申ハ至誠
ニ非レハナラヌト、恐ラクハ高義42至誠奉感候ナリ。
41・聞いて心にとどめること。

【『旺文社古語辞典 新訂版』（旺文社、一九七五年）

「聞き込む」項】

42・口はばつたい言い方であるが。【前掲『広辞苑』「恐らく」項】

43・高い徳義。【前掲『広辞苑』「高義」項】

(i) 藩内でも議論

先生曰、先ツハ極リテ居レト、只夫人ニ男子カ出ルト六ヶ敷シ。
妾ナレハ旦那モ他人、妾モ他人ニテアルユへ子細ナシ。夫人
ハ家ノ娘ナリ。親類45カキ入ル間敷カナリ。ソレニ付、此間
モ用人ト目付ノ部屋ト家老ノ部屋トハ唐紙一トヘナリ。用人ト
勘定奉行ニテ目付兼帯ノ甚左衛門46ト云カ彼是ト論シ合、御血

統カソレテハスマヌノナト、云タルヨシ、大分高声ニナリタゲナ。スルト家老ノ太田外記⁴⁷、唐紙ヲサトアケ、各コトハ役所トハ云ヒナカラ大切ナルコトヲ高声ニテ論シラルト、何レモ了簡アラハ同役中評義ノ上書付ヲ以テ可相伺。拙者とも随分兼て所存⁴⁸ありとアリケレバ、ハット平伏シタリトナリ。近頃ハ屋敷ニモ自然トソノヤウナルコトヲ云フヤウニナリタルミュ。

44・ここでは慊堂が一般論を言っているのか、それとも側室から丈三郎が生まれたのを知ったうえで言っているのかは不明。たとえば丈三郎のことを知っていたとしても、藩が公表していないので、慊堂が門弟に対して口にするとはなかったであろう。

45・資始の正室である條の母方の祖父牧野忠精や忠精の姻戚青山忠裕。

46・『掛川城略年譜 未定稿』によれば、文化二年（一八〇五）頃の御用人（百二十石）に長坂甚左衛門がいるので、この人物であろう。

【袴田鷹邨著『掛川城略年譜 未定稿』（一九六一年）五三頁】
47・慊堂は『慊堂諫艸』を記すに当たり外記と相談していた。

【以善会レポート第十六弾『慊堂諫艸（四）註181』】
48・心中に思うところ。考え。 【前掲『広辞苑』「所存」項】

(j) 林述齋も養子

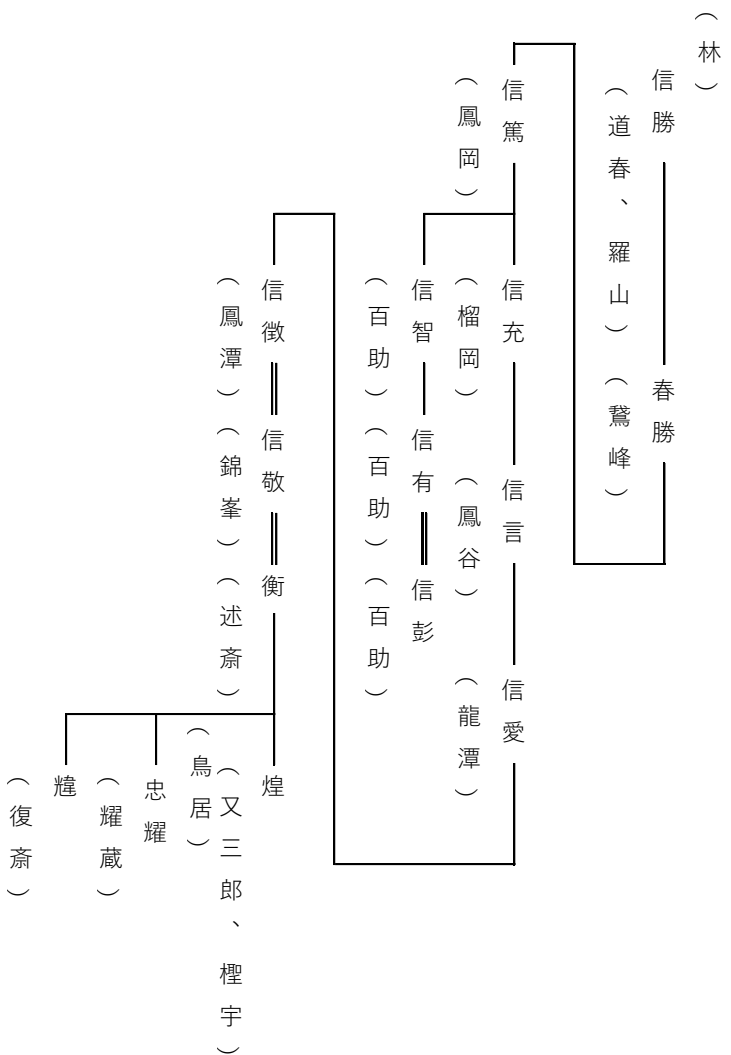
惠⁴⁹問、今ノ林公モ御養子⁵⁰ノヨシ。公義⁵¹ヨリ直ニ松平能

登様⁵²ノ御二男ヲ相続ニ被仰付候ヨシナリト聞ク。先生曰、先
 大学頭⁵³重病ノ節、アル御旗本ヨリ金四五千両ノ持参ノツモリ
 ニテ養子願ナリ。然ルニ能登様ト林百助⁵⁴御呼出ニテ、林大学
 頭重病ニテ養子願ニ付、公義思召ヲ以テ能登守二男⁵⁵養子ニ被
 仰付候趣御達アリ。恵間、林氏血脈ノ人ハ何レニカナキヤ。曰、
 トコニモナシ。

49・「徳」に同じ。丹羽思亭のこと。

50・林述斎（名は乗衡、衡。明和五年（一七六八）〜天保十二年（一
 八四一）は、美濃岩村藩主松平乗蘊の子で、寛政五年（一七九三）
 に信敬の養子となり林家を継いだ。
 ・林家の略系図は以下の通り。

【本稿の註38参照】



【『新訂寛政重修諸家譜 卷十二』（続群書類従完成会、一九六五年）

三九〇～四〇二頁など】

5 1・公儀のこと。

・幕府。

【前掲『広辞苑』「公儀」項】

5 2・美濃岩村藩主松平乗蘊。

5 3・林信敬（錦峯、明和四年（一七六七）～寛政五年（一七九三））。

七千石の旗本富田明親の二男。天明七年（一七八七）、林大学頭信
徴の死去に当たり養子となり大学頭になる。寛政五年に二十七歳
で死去。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 卷十二』四〇〇頁】

5 4・林家の分家の林信彭（宝暦十三年（一七六三）～寛政八年（一
七九六））。寛政五年に大学頭信敬が病気になる、毎月の講釈や
孔子像に捧げものをする儀式などを任された。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 卷十二』四〇二頁】

5 5・ここで二男とあるが、『寛政重修諸家譜』によれば、述斎
（衡）は松平乗蘊（能登守）の四男。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 卷十二』四〇〇頁】

（k）林氏の盛衰

問、林氏ハ今ハ御難渋ノヨシナレト、昔ハ金持ナリシヨシ、鳩巢

^{5 6}ノ物語^{5 7}ニ芸州侯^{5 8}ヘナト預リ金御願ノ^{こと}ナト^どミュ^{5 9}。

曰、昔ハ林氏ニテ掛リ役五ツアリ。由緒掛リ・官位掛リ・服忌

掛リ・公事掛リ・寺社掛リ、ソレノ諸大名ヨリツケトケア

リ。今御老中ハ定式ノツケトケ一年三千両、若年寄ハ千五百

両ナリ。昔ハ林氏ハ合セテトリタナリ。彼是五六万石程ノ物成

60 ナリ。年始・益・八朔⁶¹ナト、諸方ヨリノツケトケヲ加州
62ニテ悉ク林氏信仰ニテ、役人ニ銅ノ長持ヲ為持^{もたせ}、請取ニ
為遣^{つかわし}、請取帰リ惣高勘定ノ上アツカリ、一ワリノ利ヲ送リタリ。
追^{ついで}ニ林氏ニトリテ今ハ只千両アリ。年々加州ノ留守居利金百両
ツト持参スルナリ⁶³。然ル処、鳳岡先生⁶⁴ノ子民部少輔⁶⁵甚
タ不埒^だモノニテ、何ヲ調^{しらべ}へ被仰付差上テモミナ間違ハカリア
リ。有章院様⁶⁶御世御継被遊シオリ、伊勢へ御代参ノコト御尋^{たずね}
アリケルニ、七歳未滿ハ服⁶⁷コレナキヨシナト申上、白石⁶⁸
ニヒトクウチコマレタル⁶⁹ナトノ類ミナソレナリ。ソレユヘ
古ルキ書物不残調^{のしらず}テ差上候様被仰付差上候^{とじろ}処、数代ノ内掛リ役
相勤大義⁷⁰イタシ候。以来ハ御免被仰付候旨御達、御時服⁷¹
五ツ拝領ニナリ、ソレヨリイカヌ^{こと}ニナリタリ。由緒掛リト官
位掛リハ御祐筆^{ゆうひつ}へ、服忌掛^{ぶつき}リハ大目付へ、公事ト寺社ハ今夫々^{それぞれ}
ノ通りニ被仰付^{おおせつけられ}シナリ。問、祭酒ニテ民部ニ御成ハ御格式ニテ
モ宜敷^{よろしき}ニヤ⁷²。曰、諸大夫⁷³ユヘナリ、何モ別ナシ。今ノ祭

酒毛無程民部少輔ニナラルベシ。問、如何シタルコトニヤ。曰、
嫡子又三郎殿ちやくし アノヤウニナラレタルカラ父子勤つとめニナリ、又
三郎殿カ大学頭だいがくのかみニナラルベシナリ。(割註・徳謂、アノヤウトハ年
頃且学問ヲ指さす)。

56・室鳩巢(万治元年へ一六五八)へ享保十九年へ一七三四)の朱
子学派の儒者。はじめ加賀藩主前田綱紀に仕え、正徳元年(一七
一一)新井白石の推挙で幕府儒官となり、八代將軍吉宗の侍講と
なる。

【前掲『新版角川日本史辞典』「室鳩巢」項】
57・室鳩巢の加賀の門人である青地兼山・麗澤兄弟が編纂した鳩巢
の書簡集『兼山秘策(兼山麗澤秘策)』のこと。

【前掲『新版角川日本史辞典』「兼山秘策」項】
58・芸州は安芸国の別称。 【前掲『広辞苑』「芸州」項】

・この芸州侯は、安芸広島藩主浅野吉長(天和元年へ一六八
一)へ宝暦二年(一七五二)へ。宝永五年(一七〇八)藩主を継
ぎ、行政の公正化、農村支配の強化、商業の統制を図った。ま
た、藩士の学問・武芸を奨励し、講学所(後に講学館)を開設
した。

【前掲『日本史人物辞典』「浅野吉長」項】
59・『兼山秘策』に以下のような話が載っている。

林大学頭信充が広島藩儒者の津村惣右衛門を使いとして、広
島藩の役人のところに二千両を持たせ、「この金子は当面使う
用事がないので、百両につき一両の利息で預かってほしい」
と申し入れた。役人は「儒者というのはこのように欲深い者
なのか」と嘲笑った。

【滝本誠一編『日本経済叢書 卷二』(日本経済叢書刊行会、
一九一四年)所収「兼山秘策」二〇六へ二〇七頁】

60・領主や家臣の禄高の基礎である一年の年貢米の収入高。

【前掲『広辞苑』「物成」項】

・ここでは一年の収入の意味。

61・「八朔」は、武家の儀式の一つで、主君へ太刀・馬・唐物などを贈り、主君からも物を賜ること。江戸幕府では徳川家康の江戸入城が八月朔日だったことから、元日と同様の重要な式日となり、大名が総登城して太刀などを献上する儀式が行われた。憑（たのみ）ともいう。

【前掲『新版角川日本史辞典』「憑」項】

62・加賀国の別称。

【前掲『広辞苑』「加州」項】

63・『兼山秘策』に、林家が相公（参議の唐名、ここでは加賀藩主前田綱紀のこと）に「利潤の加り申様に」と「金子を過分に」預けたという記事があり、このことを指しているのであろう。

【前掲「兼山秘策」五〇四頁】

・前田綱紀（寛永二十年（一六四三）〜享保九年（一七二四））は学問を好み、林鳳岡・室鳩巢と親交、木下順庵を招き、和漢古典の収集・保存・編集事業を行った。

【前掲『新版角川日本史辞典』「前田綱紀」項】

64・林信篤（正保元年（一六四四）〜享保十七年（一七三二））。五代將軍綱吉の信任が厚く、林家の家塾が元禄四年（一六九一）に湯島に移って昌平黌となると、束髪改服を許され大学頭に任命された。

【前掲『新版角川日本史辞典』「林鳳岡」項】

65・林信充（天和元年（一六八一）〜宝暦八年（一七五八））のこと。大学頭、民部少輔、従五位下。

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 卷十二』三九八頁】

66・七代將軍徳川家継（在職・正徳三年（一七一三）〜同六年（一七一七））。

【前掲『新版角川日本史辞典』「江戸幕府將軍表」項】

67・喪にこもること。

【前掲『広辞苑』「服」項】

68・新井白石（明暦三年（一六五七）〜享保十年（一七二五））。朱子学者木下順庵の推挙で甲府の徳川綱豊に儒臣として仕え、綱豊が六代將軍家宣となると、側用人間部詮房とともに幕政の中枢に

参画して正徳の治で儒教的理想主義的政策を進めた。

【前掲『新版角川日本史辞典』「新井白石項」】

69・正徳二年（一七一二）十月十四日に六代将軍家宣が死去した後、綱吉のときに定められた服忌令では「七歳未満の子供の場合は喪に服さない」とされているので、後継者である四歳の家継は喪に服す必要はなく諸事遠慮するには及ばないと、林大学頭信充が主張したので、老中達はこれを了解して日光代参や伊勢への奉幣使は通例通り行うことになった。

これに対して新井白石は、七歳未満の子供が死去したときに父兄や親族は喪に服さなくてもよいという規定はあっても、七歳未満の者が父母の死で喪に服さないというのは聞いたことがないと主張。結局、家宣正室の天英院や家継生母の月光院の意向もあって、日光代参などは中止となった。

【前掲「兼山秘策」一九六〜二〇〇頁】

70・大儀。骨の折れること。 【前掲『広辞苑』「大儀」項】

71・将軍家と大名らが贈答しあう季節の衣服。年始の元旦や正月二日などに大名らへ下賜され、また褒賞品として大名や旗本らへ下賜された。

【『江戸幕府大事典』（吉川弘文館、二〇〇九年）「時服」項】

72・民部少輔は従五位下相当。林家で述斎以前に大学頭（従五位上）を辞任した後、民部少輔を称したのは信充だけ。同家で初めて大学頭に任じられた信篤（鳳岡）は、大学頭の後は大内記（正六位）を称している。他の歴代当主は大学頭のまま死去している。

思亭が「民部ニ御成ハ御格式ニテモ宜敷クニヤ」と述べたのは、隠居後の称が、大内記よりも民部少輔の方が高い位階だからであろう。なお、述斎は隠居後に大内記を名乗っている。

【前掲『新版角川日本史辞典』「官位相当表」】

【前掲『新訂寛政重修諸家譜 第十二』三九八頁】

【『国書人名辞典 第四卷』（岩波書店、一九九八年）「林述斎」項】

73・五位の武士。 【前掲『広辞苑』「諸大夫」項】

74・林檎宇（寛政五年（一七九三）〜弘化三年（一八四六））のこ
と。通称は又三郎。佐藤一斎・松崎慊堂に学ぶ。文政二年（一
八一九）見習御用として召出され、中奥小姓次席を経て天保九
年（一八三八）大学頭になり、同十二年家を嗣ぐ。詩歌や文章
を能くし、書に秀れた。

【前掲『国書人名辞典 第四卷』「林檎宇」項】

（1）慊堂の主君評

問、御屋敷ニテ君公御聡明ノヨシ風聞セリ。恐悦ナルコトナリ。
先生曰、サシタルコトナシ。只様子ノヨクトリマハシ⁷⁵ヨキナリ。
一体ノ風韻⁷⁶ハ先旦那ニヨク似ラレタリ。扱^{さて}先旦那ハ余程ノ豪
傑ニテアリシ。余ナト昼夜ヒトキメニアツタリ⁷⁷。達者ニテ居
ラレナハ、今頃ハ御老中勤メ居ラルヘシ。問、イクツニテ御逝
去ナリシヤ。曰、廿七歳ナリ。ソノ先ノ旦那ハ温潤ニテアリシ。
今ノ旦那カモシ大坂ヘ往カルヘナラハ、末家ヨリ継カルヘコト
極ルヘシ。サスレハヒヨツトスルト余ナトモコウハシテ居ラレ
マシキカナリ。（割註…徳謂、先生再ヒ侯家ノ御世話ヲ被成ル
思召トミユ）何分二姓ニ仕ヘタクナキヨリナリ。

75・ふるまい。

【前掲『旺文社古語辞典』「とりまはし」項】

76・おもむきのあること。

【前掲『広辞苑』『風韻』項】

・『慊堂諫艸』にも、資言が堀田丈三郎（後の資始）を初めて見たとき、「御前様（資始）人品、御先代様（資言）とよくも似せさせられ候ゆえ、真の骨肉のようにおぼしめされ」たという記述がある。

【『慊堂諫艸註釈（二）』（以善会レポート第十四弾）参照】

77・資言が慊堂に昼夜を問わず諮問したということであろう。『慊堂諫艸』に、資順は慊堂に「内外之機密」までも相談し、資言も同様だったとある。

【前掲『慊堂諫艸註釈（一）』註7】

・資言の場合、藩主就任前の文化五年（一八〇五）、慊堂らと一緒に熱海を訪れるなど親しかったため、遠慮なく接したのであろう。

【前掲『慊堂諫艸註釈（三）』註87】

（m）慊堂は「大義を守る人」

惠窃^{ひそか}ニ謂、養子ノ非義⁷⁸タル^{こと}今世^{こんせ}甚^だタクラシ。往々儒者タルモノ自^おラ冒^おセリ。況^いヤコレヲ以テ君臣ノ間ニ於テ痛ク論スル^ずヤ。誠ニ先生出処⁷⁹ノ正シキ、且^お大^お作用⁸⁰至誠上下ヲ感スル^ずナト、古人ニ在リテモノノ類多カルマシ^じ。然ルヲ容易ニ口ヨリ発^ずセス。徳、先生ノ門人ニ入三年ニシテ始メテ此話^{この}ヲ聞^きヲ得タリ。ソレユヘ世人先生ヲ知ルモノナク、反^{かえ}テ先生ハラクヲシヨウトテ用ニモ立^た又^た悴^{せが}レ^れ。且^た旦那へ出シ、ソノ身ハサシタル病身ニモナキニワカ隠居セラレタリナト^どソシルヲキトタル^もトモ

アリテ、窃ニイカト^がト思ヒ居シニ、果シテ今日此話ヲキク^おヲ
得テ胸中釈然ト疑トケタルノミナラス、カホトナル大義ヲ守ル
人ヲシラス。疑ナト^どヲカクル^ど、誠ニ自恥^{おのずと}シキ不智ノ至リナリ
ト感愧^{かんぎ} 8 2 コモノ^{ごも}ノ至レリ。碌々^{ろくろく} 8 3 ノ世儒^{せいじゆ} 8 4 ヲ以テミル^べヘカラ
ス。実ニ世ニ稀ナル見識卓越ノ先生ニテ、徳等カ如キ中々賛称
スルモ恐アル^どナリ。サレト感歎ノアマリ不思^{おもわず}如此書キ付ケカ
ケタルユヘ、餘義ナク^{8 5} 先生ノ話後ニ附言ス。(割註… 丁 亥^{ひのと(てい)がい})
8 6 正月十一日夜、聞クマ^レニ筆ス。大義ノ係ル処ユヘ不厭煩碎^{はんさいをいとわず}
具^{つぎ}ニ記^{しるす}()

7 8・道理にそむくこと。

【前掲『広辞苑』「非義」項】

7 9・出て仕えることと退いて野にゐること。

【前掲『角川漢和中辞典』「出处」項】

8 0・はたらきかけること。しわざ。

【前掲『角川漢和中辞典』「作用」項】

・この個所は、至誠を以て熱心に働きかけ、上下の者を感動させる、といった意味か。

8 1・鈴木瑞枝著『松崎慊堂』は、慊堂の息子の明徴について、「嫡子明徴に男の子がいない上に、この人自身に自分の学問を継がせることに、多大な危惧の念を持っていたようだ」、「慊堂が致仕したとき明徴は十九歳で、先に出た官蔭によって、御雇近習役二十人扶持をもらい、江戸藩邸で教えることになるが、慊堂と明徴とは

まさに月とすつぽんであって、おそらく初学者相手に教えていたと思われる。孟母三遷の教えでいうなら、もっともいい環境の中で成人したわけであるが、自ら学ぼうという気持ちの乏しい人だったのではないだろうか」と、厳しく評価している。

8 2・感じて自分の心に恥じる。
【前掲『松崎慊堂』二九九、三〇六頁】

8 3・平凡で役に立たないさま。独立心なく人につき従うさま。
【前掲『角川漢和中辞典』「感愧」項】

8 4・世俗の評判はよいが、つまらない儒者。
【前掲『角川漢和中辞典』「碌」項】

8 5・他にとるべき方法がない。
【前掲『広辞苑』「世儒」項】

8 6・文政十年（一八二七）。

まとめ

一 「諫艸」を文政八年に提出した理由

松崎慊堂が文政八年（一八二五）二月に『慊堂諫艸』を太田資始に提出した理由は、『以善会レポート』の拙稿「『慊堂諫艸』註釈（四）」で指摘したように、資言の未亡人で條の生母である見修院の周辺で崇りが信じられていたことにより、資始が自信を失っていたことなどを挙げましたが、『慊堂先生語録』にはより具体的な背景が記されています。

まず、條の懐妊です。資始も條も、生まれた子供が男子であったなら跡継ぎとしたいと考えるでしょう。條の外祖父である老中牧野忠精も、この意向を後押しすると考えられます。しかも、女系では道灌以来の血統が続くことになるので、側室から男子が生まれた場合よりも、藩内や世間から受け入れられやすいと想像できます。

とすれば、條の出産前に資始から内蔵頭家から養子を迎えるという言質をとっておく必要があると、道灌以来の男系が相続すべきと主張する慊堂らが考えたのは当然です。

次に、資始がそろそろ大坂城代に就任する時期が近付いてきたと予想されたことが挙げられます。資始は文政二年に奏者番に就任し、同五年には寺社奉行を兼ねていて、奏者番―寺社奉行―大坂城代―京都所司代―老中という出世コースに乗っているため、次は大坂城代になると予想されました。大坂城代になると江戸を離れて大坂に赴任するため、仮養子を決めなければなりません。

慊堂らは、この機会に内蔵頭家から仮養子を迎え、そのまま正式な養子にしようとしたのです。

結局、このとき條が産んだのは女子で、また、資始が大坂に赴任することもありませんでしたが、文政七年後半から慊堂が太田外記らへの根回しを進め、同八年に『諫艸』をしたため、資始に提出した背景には、このような事情もあったことが、『語録』からわかります。

二 資始の「変節」

いったんは『慊堂諫艸』の提言を快諾した資始ですが、『語録』によれば、一転して慊堂の師である林述齋に、條との間に男子が産まれたら跡継ぎにしたい旨を「ついでのときに慊堂を呼んでよろしく説得してほしい（序ニ慊堂御呼寄宜敷被仰被下度）」と頼んでいます。

これがいつの時点のことかは不明ですが、條の出産が近づいたころでしょうか。資始としては男子が生まれれば跡継ぎにしたいと考えたのです。資始の背後には條の外祖父で老中の牧野忠精、忠精の姻戚である青山忠裕がいたであろうことは、「何分青山ト牧野カ六ケ敷カルヘシ」という述齋の言葉からわかります。

美濃岩村藩主松平乗蘊の子で林家の養子となった述齋としては、他姓からの養子を否定できるはずがありません。また、当時は多くの大名が他姓の養子を跡継ぎにしており、述齋の大学頭という立場からしても、養子を認めざるを得なかったのです。

主君である資始の本音が「條との間に生まれる男子を跡継ぎにした」ということがわかり、師である述齋からも説得されたとなれば、資始がいったんは『諫艸』を受け入れたことなどは、何の役にも立た

なかったのです。

『諫艸』提出にあたって相談した家老の太田外記も、資始の意向を受け入れて、「御血統カソレテハスマヌ」などという藩内の異見を抑えています。慊堂が自らの考えを主張し続ければ、資始の不興を買うだけでなく、藩内の不和を招くことにもなりかねません。慊堂はこの件に関して沈黙せざるを得なくなったのです。

文政十年六月に條が男子（新六郎、後の資功）を産んだ後、慊堂が太田家の後嗣について意見を述べた形跡は見当たりません。

三 男系血統主義

江戸時代の大名家では他姓からの養子が珍しくないにもかかわらず、慊堂が男系の血統を重視して分家の内蔵頭家から養子を迎えるよう強く主張したのは、「女に種なき故貴人の種を下賤の女が産み候ても、やはり貴人に御坐候。貴人の女に賤男の種を産み候ても貴人にはなり申さず候」という当時の常識と、「神は非類を享けず」（神は祭祀すべきではない者の祭祀は受けない）という『春秋左子伝』の言葉を信じ、それを実現しようとしたのです（『慊堂諫艸註釈（三）』）。

思亭もこのような慊堂を「碌々ノ世儒ヲ以テミルヘカラス。実ニ世ニ稀ナル見識卓越ノ先生」と尊敬の念を込めて評しています。

三河田原藩士で慊堂にも儒学を学んだ渡辺崋山が、文政十年（一八二七）に藩主三宅康明が二十八歳で嗣子のないまま死去したとき、南朝の忠臣として知られる児島高徳以来の男系が断絶することを憂えて康明の異母弟友信を藩主とするよう主張した（菅沼貞三著『渡邊崋山「人と芸術」』（二玄社、一九八二年）二一～二二頁）のも、慊堂の影響だったのかもしれませんが。いずれにせよ慊堂の説いた男系血統重視の考え方は一部の儒者には説得力のあるものとして受け取られていました。

なお、康明の跡は播磨姫路藩主酒井忠実の六男康直が継ぎましたが、その次の藩主には友信の子康保が就任しています。

後年のことになりますが、慊堂は天保八年（一八三七）六月二十五

日、下総佐倉藩主堀田正篤（後に正睦と改名）が大坂城代となったのに伴う仮養子の候補として、播磨龍野藩主で老中の脇坂安董の第三子（十八歳）がふさわしいと資始に提案。資始はこれを了承し、慊堂が佐倉藩邸に赴いて決定しました（『慊堂日曆5』へ平凡社東洋文庫、一九八三年）。

脇坂氏は藤原姓を称しているので堀田氏とは異姓ということになりますが、安董より七代前の安政が堀田正盛の子、安董の父が堀田正陳で（『新訂寛政重修諸家譜 第十五』へ続群書類従完成会、一九六五年）七三（七五頁）、脇坂氏の男系には堀田家の血が流れていることから、慊堂は脇坂氏から仮養子を迎えることを推薦したのです。

正篤は同年七月九日に西の丸老中に就任して大坂に赴くことはなかったため、この仮養子の件は立ち消えになりました。

四 慊堂の思惑

慊堂が男系の血脈にこだわったのには、儒学の教えを順守すること以外にも思惑があったと思われます。思亭が「先生再ヒ侯家ノ御世話ヲ被成ル思召トミュ」と記しているように、内蔵頭家から養子を迎えれば、慊堂が資順・資言の時代のように藩政に意見を反映させられるようになるという考えがあったのも事実でしょう。

もともと、藩政への関与といっても自身や息子の立身出世のためではなく、慊堂が考える儒学の理想を実現するためとみるべきです。というのも、熊本藩から招かれてもこれを断っているからです。熊本藩は約五十万石の大藩ですから、掛川藩よりも好待遇で仕官できたはずですが。にもかかわらず慊堂は「主人の恩、今は則ち以て負（そむ）くべからず」（「与大城先生訴状書」へ冬至書房刊『慊堂全集 六』所収）つまり、重用してくれた資順・資言の恩に背いて他藩に仕えることはできないと述べています。

五 資功の誕生と慊堂

文政十年六月一日に條が男子（後の資功）を出産したときの『慊堂

『日曆』には「君夫人は公子を誕す。会講おわって入りて賀す」とだけあり、慊堂の感想や周囲の反応は記していません。

鈴木瑞枝著『松崎慊堂』はこの記事について「この文の中から祝意は感じられない」とした上で、「強いてその時の慊堂の心を付度するなら、これで困ったことにならなければ良いが―という思いがあったのではないか」（一三八頁）と推測しています。「困ったこと」とは、内蔵頭家から養子を迎えず、生まれた男児が資始の後継者になるということです。

しかし、『語録』から明らかのように、資始は條との間に男子が生まれればその子を跡継ぎにしたいという意向を持っていて、慊堂も林述齋を通じて知っていましたから、「困ったこと」とは考えなかったはずです。

『日曆』の記述が簡単なことについては、「祝意」がなかったわけではないでしょう。鈴木著『松崎慊堂』も指摘していますが、天保三年に條が死去した後に慊堂が書いた墓誌に「灌公以来継々承々の統、幸いにして夫人の出づる所に頼りて、以て一線を保つを得たり」（一三九頁）と、道灌以来の血統は條が男子を産んだことでつながったことを記していますから、道灌の血統は男系では維持できないが女系で辛うじてつながったことには、とりあえず安堵したのではないのでしょうか。

條が男児を産まなければ、側室が産んだ丈三郎が跡継ぎとなる可能性が高く、そうなると男系でも女系でも血統が絶えるのですから。また、條は慊堂を重用した資言の娘ですから、資言の孫が生まれたことを祝う気持ちもあつたはずですよ。

條が男子を産んだ翌日の六月二日は資言の忌日で、本行寺にある資順・資言の墓に参っています。『日曆』には、「花を悟公（※資順）・了公（※資言）の二墳に供し、嘆泣すること久しうして去る」とあります。

鈴木著『松崎慊堂』は「もう資言が死んでからでも十五年余の歳月が経っている。従ってここで慊堂の流した涙の中に、二人の主君と共に過ごした懐旧の情にとどまらない、もっと奥深い慊堂の思いがある

ように思われてならない」（一三九頁）とあります。

同書は「もっとと奥深い慊堂の思い」については記していませんが、條が男児を産んだことを慊堂は資順・資言の靈に報告したはずです。資言に孫ができたこと、道灌以来の血統が女系ではあれ辛うじてつながったことが、慊堂の涙の理由だったのではないでしょうか。

同時に、慊堂が主張してきた内蔵頭家から養子を迎えるという話がなくなったことになり、慊堂が資順・資言のときのように掛川藩政に関与する機会が失われたと考え、往時を思い起こして涙が止まらなかったとも考えられます。文字通り「万感の思い」が慊堂を嘆泣させたのでしょう。

六 その後の慊堂と資始

既に隠居の身である慊堂は、羽沢山房で弟子の育成や『縮刻開成石経』の刊行に従事します。これは、唐代の開成二年（八三七）に儒教の經典を刻んで建てられた開成十二経に厳密な校定を加えて縮刻・刊行し、儒学を学ぶ者の役に立てようというものです。

一方、慊堂が『語録』で「サシタルコトナシ」と評した資始は、幕閣で重要な地位を占めるようになります。天保五（一八三四）に老中に就任。同十二年に水野忠邦の改革に反対して辞職させられ翌年剃髪したものの、安政五年（一八五八）に老中再任。大老井伊直弼と対立して翌年に罷免されましたが、文久三年（一八六三）にみたび老中に就任しています（『日本史人物辞典』へ山川出版社、二〇〇〇年）「太田資始」項）。

この経歴からは、『諫艸』に記された「我等養子故と御心に常に御ひけ被為在」（『慊堂諫艸』註釈（四））というような弱々しさは消え、自説を強く主張する硬骨な資始の姿が浮かんできます。

この姿は、資始が「直言抗弁の士を眷愛し、我を怒らすものは忠臣なりとて、侍臣の諫争を奨励せられたり」と諫言を奨励したとされる（『慊堂諫艸』註釈（二）』註33）のにも通じるでしょう。

資始が西の丸老中に就任（天保五年四月十一日）した直後、『慊堂日

『暦』の同月二十三日条の次に「富貴と文章と」という文があります。す。これは、元和以来老中になった者は多いが現在まで称賛されているのは、土井利勝・酒井忠勝・松平信綱・松平定信ぐらいだと指摘。資始の実父堀田正毅は（一万石余の）小禄のため寺社奉行までしか務められなかったが、正毅の志は学を修めて名を後世に残すことにあった。

また、養父の太田資言の志は民を養い士を育てることだった。正毅・資言の志を知る者は慊堂だけで、慊堂は身分が低く年老いている。身分の低い者の言うことは取り入れられないものだが、資始は身分にかかわらず（慊堂の）意見を採用すべきだ。資始はその富貴をもって、正毅・資言の志を実現すべきだといった趣旨のことを記しています（『慊堂日暦4』へ山田琢訳注、平凡社東洋文庫、一九七八年）。

この文が資始に提出されたかどうかはわかりませんが、慊堂はしばしば資始に謁見していますから、このようなことを資始に直接話したことはあったでしょう。

慊堂が資始に献言してそれが実現しかけたケースは、前述の堀田正篤の仮養子のことぐらいしか『慊堂日暦』には見当たりませんが、おそらくは他にもあったのではないのでしょうか。

一方、資始も慊堂を最後まで師と仰いでいました。慊堂が天保十五年（一八四四）四月に死去したときには、資始は「慊堂のように傑出した人物はそうは出ない。それなのにその人物を躰わず言葉がないのは、その人を知る周りの人々の心が慰まない。自分が命ずるから、お前がその文章を書け」と、慊堂の弟子で掛川藩校教授を務めた海野石窓に命じて『墓表』を書かせています（前掲『松崎慊堂』二九三頁）。後継者問題をめぐっては齟齬があったものの、その後は資始と慊堂はよき師弟・君臣関係を築いていたことができます。

（了）